

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

証拠申出書

2008(平成20)年2月22日

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 菅野 泰

同 廣瀬 理夫

同 中丸 素明

同 植竹 和弘

同 拝師 徳彦

同 及川 智志

同 島田 亮

同 山口 仁

原告らは、下記のとおり人証の申請をする。なお、氏名欄に「共通」とあるのは、他の裁判所に継続中の関連事件と共通する人証である。

第1 証人 嶋津暉之（共通）

1 人証の表示

〒341-0018

埼玉県三郷市3-20-4-305

証人 嶋津暉之（呼出 主尋問時間約120分）

2 証人の経歴等

経歴

1966年3月 東京大学工学部都市工学科卒業

1972年3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程単位取得退学

大学院時に工場の水使用合理化技術を研究

1972～84年 東京都公害局（環境保全局）に勤務し、地下水行政に携わる。

1984～2004年 東京都公害研究所（環境科学研究所）に勤務し、水関連の研究に携わる。

2004年3月 同研究所退職

著書 「水問題原論」（1991年、北斗出版）

「水資源・環境研究の現在」（1998年、成文堂、共著）

「地下水ハンドブック」（2006年、建設産業調査会、共著）

ほか多数

3 立証趣旨等

証人は、大学院時代から水問題にかかわり、東京都に勤務してからも水関係の仕事に従事し、さらに各地の水需給構造の解析を長年進めており、特に、工業用水の使用合理化技術に関して大きな成果を上げてきた。証人は、日本の河川政策、ダム建設政策等の水問題に精通しており、1991年に出版された「水問題原論」は、水問題のバイブルになっている。名実ともに、水問題の第一人者である。

証人によって、千葉県の水道用水の減少傾向は構造的な要因によるもので、今後も増加傾向に転じることはありえないこと、千葉県の予測が実績と大きく乖離しているのは予測の方法に根本的な誤りがあること、水需要の減少の一方で水源開発が進行したことにより、千葉県の水道は過剰な保有水源を抱え、本件八ッ場ダムがまったく不要になっていること等を立証する。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第2 証人 大野博美

1 人証の表示

〒285 - 0858

千葉県佐倉市ユーカーが丘2 - 16 - 15

証人 大野博美（呼出 主尋問時間約100分）

2 証人の経歴等

2003年から千葉県議会議員（2期目）

3 立証趣旨等

証人は、「有害ゴミゼロを考える会」や「残土・産廃問題ネットワークちば」などに参画し、地域での環境問題に長年取り組んできた。佐倉市の地下水保全や印旛沼の浄化など、水問題に関する活動にも取り組み、2003年には千葉県議会議員となった。現在、2期目である。

佐倉市を例にとると、同市の上水は、以前は地下水100%の「佐倉の名水」として知られてき。ところが、現在は表流水が35%を占め、地下水は65%にまで減退している。仮に、八ッ場ダム事業が完成すれば、表流水が75%にまで激増し、反面「名水」とうたわれてきた地下水は25%にまで激減することになる。事業推進論者は、地下水揚水による地盤沈下を防止できるというが、地盤沈下は現在既に沈静化しており、理由たり得ない。逆に、水質の悪化、ダム建設事業費負担にともなう水道料金の高騰など、八ッ場ダム建設は佐倉市民の利益に寄与するどころか、著しく損なうものであることを立証する。

千葉県に目を移せば、水需給は現在でも余剰となっており、新たな水源の必

要性はない。しかも、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、千葉県の人口は今後2010年まで緩やかに増加して610万8000人となるが、その後は減少していくとされている。近時、ハッ場ダム事業は工期が5年遅れ完成年度が2015年に変更されたが、その頃は既に人口減少が始まっており、ハッ場ダムはもはや無用の長物以外の何ものでもない。治水の面でも、非科学的な基本高水の設定により流量計算が行われ、ハッ場ダム建設の根拠が失われている。これらの事実を、長年にわたって水問題に取り組んできた経験と、県議会議員としての活動を通じて知り得た事実によって立証する。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第3 被告千葉県知事本人兼債務者 堂本 暎子

1 人証の表示

〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県庁内県知事室

被告千葉県知事本人 堂本 暎子（呼出 主尋問時間約90分）

2 証人の経歴

経歴

- 1959年 東京女子大学文理学部卒業後、東京放送（TBS）に入社
- 1980年 報道ドキュメンタリー「ベビーホテルキャンペーン」で、日本新聞協会賞・放送文化基金賞・民間放送連盟賞などを受賞
- 1989年 日本社会党から参議院議員に当選
- 1993年 GLOBE（地球環境国際議員連盟）日本総裁に就任
- 1994年～2000年 ICUN（世界自然保護連盟）専任理事
- 1996年 新党さきがけ議員団座長に就任
- 1997年 UNEP（国連環境計画）の「環境に後見した25人の女性リーダー」に選ばれる。ICUN副会長に就任
- 1999年8月 GLOBE第5代世界総裁に就任

2001年4月 千葉県知事に就任

2005年3月 千葉県知事に再選

著書：岩波書店同時代ライブラリー

「生物多様性 命の豊かさを育むもの」（1995年6月15日発行）

3 立証趣旨等

(1) 立証の趣旨

同人は、千葉県知事であり千葉県の執行機関であって、千葉県の財産を管理する一般的権限を有する。もとより、ハツ場ダム建設計画を前提とした利水上の負担金等の支出についてもその権限に属する。同人の尋問によって、千葉県の水需要が極めて過大なものであり、現状と健全な水需要予測に依拠するならば、千葉県が本件ハツ場ダム事業計画に参画する利益がないことを明らかにする。

また本件では、国による違法な納付通知等を前提に被告堂本自身が行った財務会計行為の違法性を主張するものであるが、被告堂本への個人責任追及の前提として、納付通知等の違法性について被告堂本が認識し、または認識しうる状況にあったこと、さらに千葉県知事として違法な支出を避ける方策が現に存在したこと、を同人への尋問を通じて明らかにする。

さらに、同人は1990年以降、「地球サミット」（1992年ブラジルにて開催）において採択された「生物多様性条約」と深く関わり、その採択に尽力を尽くしてきた。同条約採択後は、自然資源を大量に消費し続けている日本において生物多様性の崩壊を危惧するとともに、美しい日本の自然を次世代に引き継ぐための具体的な政策の実現に努力してきた。最近も千葉県において「生物多様性ちば県戦略」策定し、現在は広く県民のパブリックコメントを募集しているところである。しかるに、本件ハツ場ダム計画は、千葉県として取り組もうとしている生物多様性の保全に真っ向から反するものであり、千葉県としては反対すべきダム計画であることを明らかにする。

(2) 尋問の必要性

ア 原告らは、本件訴訟において地方自治法242条の2第1項4号に基づく損害賠償代位請求を行っているが、被告堂本は、まさに同条の「当該

職員」に該当する者である。

イ 原告側は、国土交通大臣の納付通知等の「先行行為」が違法であることを前提に、被告堂本がこの納付通知等に基づいてハッ場ダムについての治水負担金を支出した行為が、「予算執行の確保の見地から看過し得ない瑕疵」を帯びた違法なものである、と主張している。そして「当該職員」たる被告堂本に対する責任追及の法的枠組みとして、いわゆる一日校長事件にいう「(当該)職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なもの」かどうかで判断するという理論を前提にしつつ、先行行為の瑕疵の内容・程度、当該予算行為が当該地方公共団体に及ぼす影響の内容・程度、後行行為者による違法性の認識可能性、違法な先行行為の是正可能性の有無、といった諸事情を考慮して総合的に判断するべきであると主張している。

ウ このような判断枠組みに立った場合、特に後行行為者による違法性の認識可能性や、違法な先行行為の是正可能性の有無といった事情については、瑕疵の内容・程度そのものといったある程度客観的な事情に比べ、「当該職員」であり予算執行の最終判断権者である被告堂本こそがその内容について最もよく熟知し、自ら経験している事柄であると言えるのであり、ここに被告堂本を尋問する必要性・必然性が存在する。

すなわち、例えば違法性の認識可能性について検討を行う場合、被告堂本が前任者や担当部署からどのような引き継ぎ・報告を受け、これを前提に被告堂本がどのような判断を行ったのかを事実として確認する必要があるが、これを証言しうるのは被告堂本のみである。この点確かに、抽象的な「認識可能性」自体は、尋問によらずともある程度判断できるものであろうが、原告が主張しているのはあくまで被告堂本の責任追及の前提としての考慮事情の一つとしての認識可能性なのであるから、具体的な事実関係の元での具体的可能性の有無の検証は不可避なのである。仮に上記判断枠組みにおける「認識可能性」が、具体的事実を前提としない「抽象的な可能性」を意味するするのであれば、「当該職員」としての地位にあった以上、いかなる場合でもこれが認められることになるであろう。しかし

それでは、一日校長事件が個人責任の観点から前記のような判断枠組みを示した趣旨を没却し、結果責任を負わせることにもなりかねない。

しかも上記判断枠組みは、個々の事情を要件として要求するというものではなく、あくまで総合的な判断のための一要素として4つの事情を列挙するものである。したがって上記枠組みにおいては、各事情の有無だけではなく、その内容や程度も極めて重要な意味を持つことになるのである。

本件でも、被告堂本が具体的な事実関係の中でどのような認識を持ち、或いは持たなかったのかを明らかにすることは、ここにいう「認識可能性」という「事情」（「要件」そのものではない）を検討する上では不可欠なものなのである。

また是正可能性という事情についても、ある程度は理論的・法律的にみて客観的に判断しうるであろう。しかし、是正可能性の問題は、個人責任追及の前提としての考慮事情の一つである以上、単なる理論的・法律的な是正にとどまらず、政治的・事実に手法による是正も当然に含まれるのである。つまり是正可能性については、単なる法技術な問題にとどまらず、政治的・実践的な立場から検証する必要が極めて高い。かかる検証を効果的に行うためには、被告堂本において実際に是正を検討したことがあるのか、或いは是正を試みたことがあるのか、さらにその結果なぜ是正できないと判断したのか、また仮に是正を試みなかったとしても、当時の国や他の都県との政治的関係がどうなっており、どのような方法がとり得たのか等について、つぶさに明らかにしておく必要があるのである。

そして、そのような事情を最も熟知し、「当該職員」として予算執行についての最終判断権者の立場にあった被告堂本こそが、これらの事情についての自らの知見・経験を証言するに最もふさわしい者であると言えるのである。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第4 証人 白土章雄

1 人証の表示

〒260 - 8667

千葉支中央区市場町1番1号

千葉県庁内副知事室

証人 白土章雄（呼出 主尋問時間約60分）

2 証人の経歴

経歴

1965年 早稲田大学政治経済学部卒業

主な職歴

1966年 千葉県採用

1989年 人事委員会事務局給与課長

*その後いくつかの課長を歴任

1996年 総務部次長

1997年 議会事務局長

1998年 環境部長

2000年 総務部長

2001年 千葉県副知事

2005年 千葉県副知事（再任）

3 立証趣旨等

千葉県がハツ場ダム事業計画に参画する利益がないことを明らかにする。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第5 被告千葉県水道局長本人 堺谷 操

1 人証の表示

〒262 - 0032

千葉市花見川区幕張町5丁目417 - 24

水道局幕張庁舎

被告千葉県水道局長本人 堺谷 操（呼出 主尋問時間約120分）

2 証人の経歴

本申請時の千葉県水道局長

3 立証趣旨等

同人は、地方公営企業法に基づき千葉県が経営する水道事業に関し、その業務を執行し、かつ当該業務につき千葉県を代表する権限を有するものである。

同人の尋問によって、千葉県水道局の水需要予測は過大であり、本件八ッ場ダム計画に千葉県水道局が参画する利益はないこと等を明らかにする。

また、原告らは本件訴訟において地方自治法242条の2第1項4号に基づく損害賠償代位請求を行っているが、被告千葉県水道局長は、まさに同条の「当該職員」に該当する者である。原告らは、水特協定書締結等の「先行行為」が違法であることを前提に、被告千葉県水道局長がこの協定書等に基づいて八ッ場ダムについての利水負担金を支出した行為が、「予算執行の確保の見地から看過し得ない瑕疵」を帯びた違法なものである、と主張している。そして「当該職員」たる被告千葉県水道局長に対する責任追及の法的枠組みとして、被告堂本千葉県知事に対する主張と同様、いわゆる一日校長事件にいう「(当該)職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なもの」かどうかで判断するという理論を前提にしつつ、後行行為者による違法性の認識可能性等の諸事情を考慮して総合的に判断するべきであると主張している。

かかる判断枠組みにおける被告千葉県水道局長の尋問の必要性については、被告堂本千葉県知事について述べたところと重複するので省略する。

そこで触れたとおり、証人の尋問は、その責任を判断する上で必要不可欠であるから是非とも実施すべきである。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第6 証人 栗原秀哉 (利水関係)

1 人証の表示

〒260-8668

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県総合企画部水政課・課長

証人 栗原 秀哉（呼出 主尋問時間約120分）

2 証人の経歴

本申請時の千葉県総合企画部水政課・課長

3 立証趣旨等

千葉県総合企画部水政課は、水需給計画、水資源対策、渇水対策、広域的水道整備計画、水道事業の認可・経営指導等を所轄する。証人は、同課の責任者であり、千葉県の水需給計画、その前提たる需給予測について知悉している立場にある。

2003年1月に千葉県が策定した「千葉県の長期水需給」及びその後の予測等についても、その責任者としての地位にある。この証人の尋問によって、「千葉県の長期水需要」及びその後の水需給予測は過大であり、千葉県が八ッ場ダム事業計画に参画する利益がないことを明らかにする。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第7 証人 武藤 卓男（治水関係）

1 人証の表示

〒260-8668

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県県土整備部河川整備課企画調整室

証人 武藤 卓男（呼出 主尋問時間約120分）

2 証人の経歴

本申請時の千葉県県土整備部河川整備課企画調整室・室長

3 立証趣旨等

治水面から千葉県が八ッ場ダム事業計画に参画する利益がないことを明らかにする。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第8 被告千葉県企業庁長本人 古川 巖 水

1 人証の表示

〒261-8552

千葉市美浜区中瀬1丁目3番地 幕張テクノガーデンD棟5階

被告千葉県企業庁長本人 古川 巖 水(呼出 主尋問時間約90分)

2 証人の経歴

本申請時の千葉県企業庁長

3 立証趣旨等

同人は、地方公営企業法に基づき千葉県が経営する工業用水道事業に関し、その業務を執行し、かつ当該業務につき千葉県を代表する権限を有する者である。

この証人の尋問によって、千葉県企業庁の水需要予測は過大であり、本件ハツ場ダム計画に千葉県企業庁が参加する利益はない等を明らかにする。

また、原告らは本件訴訟において地方自治法242条の2第1項4号に基づく損害賠償代位請求を行っているが、被告千葉県企業庁長は、まさに同条の「当該職員」に該当する者である。原告らは、水特協定書締結等の「先行行為」が違法であることを前提に、被告千葉県企業庁長がこの協定書等に基づいてハツ場ダムについての利水負担金を支出した行為が、「予算執行の確保の見地から看過し得ない瑕疵」を帯びた違法なものである、と主張している。そして「当該職員」たる証人に対する責任追及の法的枠組みとして、被告堂本千葉県知事に対する主張と同様、いわゆる一日校長事件にいう「(当該)職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なもの」かどうかで判断するという理論を前提にしつつ、後行行為者による違法性の認識可能性等の諸事情を考慮して総合的に判断するべきであると主張している。

かかる判断枠組みにおける「当該職員」たる被告千葉県企業庁長の尋問の必要性については、被告堂本千葉県知事について述べたところと重複するのでここでは省略する。

そこで触れたとおり、証人の尋問は、その責任を判断する上で必要不可欠で

あるから是非とも実施すべきである。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第9 証人 鈴 鹿 春 雄 (工水関係)

1 人証の表示

〒261-8552

千葉県美浜区中瀬1丁目3番地 幕張テクノガーデンD棟5階

証人 鈴 鹿 春 雄 (呼出 主尋問時間約90分)

2 証人の経歴

本申請時の千葉県企業庁工業用水部工務課水利班・主幹

3 立証趣旨等

千葉県企業庁工業用水部工務課は、工業用水道の需給計画、工業用水道の建設・建設改良、水利権の確保を担当する。工務課は、さらに水利班と建設改良室の1班・1室で構成され、工業用水道の需給計画、水利権の確保は水利班の担当である。証人は水利班の責任者であり、工業用水の受給計画、その前提たる予測について知悉している立場にある。

千葉県企業庁の水需要予測は過大であり、本件八ッ場ダム計画に千葉県企業庁が参加する利益はなくなることを明らかにする。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第10 証人 大熊 孝 (共通)

1 人証の表示

〒950-2102

新潟県新潟市五十嵐二の町8390番地8

証人 大 熊 孝 (呼出 主尋問時間約120分)

2 経歴等

経歴

東京大学工学部土木工学科卒業

東京大学大学院工学系研究科博士課程修了

現在 新潟大学自然科学系工学部建設学科 教授

主な著作「利根川治水の変遷と水害」(1981年初版、東京大学出版会)

「洪水と治水の河川史」(1998、平凡社)

ほか多数

3 立証趣旨等

証人は、新潟大学自然科学系工学部建設学科教授であり、河川工学の分野においては、我が国有数の学識を持つ研究者である。とりわけ利根川の治水に関しては、「利根川治水の変遷と水害」(1981年初版、東京大学出版会刊)の著作にみるように、名実ともに我が国の第一人者である。

同証人によって、カスリーン台風時に八斗島地点で22,000m³/秒もの洪水が生じた事実がないこと、国の利根川治水計画には大きな問題があつて、現実性が希薄であること、本件八ツ場ダムは利根川の治水にとって役に立たない不要な施設であること等を立証する。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第11 証人 柏木才助(共通)

1 人証の表示

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局河川部長

証人 柏木才助(呼出 主尋問時間約120分)

2 証人の経歴

本申請時の国土交通省関東地方整備局河川部長

3 証すべき事実

証人は、現在、国土交通省関東地方整備局河川部長の職にあり、国の利根川

治水計画を運営する責任者である。

本件では、国が行ったカスリーン台風再来時の計算において、利根川水系河川整備基本方針では八斗島地点の洪水流量が22,000 / 秒となっており、その一方、利根川浸水想定区域図の計算では16,750m³ / 秒とされ(甲 B 38、39号証)、両者の間に看過できない著しい差が生じており、22,000 / 秒の科学的根拠が疑問視されるところ、同証人はこれらの計算条件、計算方法を把握している立場にある。

同証人によって、基本高水流量22,000 / 秒が洪水の実態とかけ離れた架空のものであること、利根川治水計画に根本的な問題があることなどを立証する。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第12 証人 花輪伸一(共通)

1 人証の表示

〒105 - 0014

東京都港区芝3 - 1 - 14 財団法人世界自然保護基金ジャパン

証人 花 輪 伸 一 (呼出 主尋問時間約60分)

2 証人の経歴等

経歴

- 1949年 仙台に生まれる、小学校6年から野鳥に関心を持ち、バードウォッチングを始める
- 1969年 東北大学理学部生物学科入学、在学中に仙台市蒲生海岸のシギ・チドリ類の調査を行うとともに、同海岸の埋め立て反対運動を組織する
- 1976年 東京農工大学大学院(修士課程)に入学、鳥類、哺乳類の調査・研究を行う、とくに青森県脇野沢村におけるニホンカモシカの調査は現在も継続中
- 1979年 (財)日本野鳥の会に勤務、全国一斉調査や絶滅の恐れのある鳥類(とくに沖縄で)の調査、保護活動などを行う

- 1989年 東京港野鳥公園レンジャーとしてサンクチュアリでの調査、
教育、管理等を行う
- 1991年 (財)世界自然保護基金日本委員会(WWFJapan)に勤務、干潟
などの湿地や沖縄のサンゴ礁、野生生物などの保全活動に取り
組んでいる

3 立証趣旨等

ハッ場ダム建設の前提として被告らが実施し、また実施している調査は極めて不十分なものであり、そのため被告らの「ハッ場ダム建設は環境に影響なし」という主張は全く根拠がない。

証人は財団法人世界自然保護基金ジャパンの職員であり、同財団や財団法人日本野鳥の会等における活動を通じて、特に鳥類や哺乳類等の調査・研究に造詣が深い。

同証人により、ハッ場ダム建設により周辺の環境が破壊されること、ハッ場ダム建設が環境に与える影響について被告らは調査をしたなどとは到底言える状態でないこと等を立証する。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第13 証人 西川伸一(共通)

1 人証の表示

〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学駿河台研究棟721号室

明治大学政治経済学部教授(政治学)

証人 西川伸一(呼出 主尋問時間約90分)

2 経歴等

経歴

1961年 新潟県生まれ

1990年 明治大学大学院政治経済学研究科政治学専攻博士後期課程退学
明治大学政治経済学部専任助手

1993年 同専任講師

2000年 同助教授

2005年 同教授

主な著作

『立法の中枢 知られざる官庁・内閣法制局』単著（五月書房、2000年）

『現代政治を見る眼』竹尾隆・井田正道編著（八千代出版、2002年）「第5章政治制度論」

『官僚技官』単著（五月書房、2002年）

ほか多数

3 立証趣旨等

被告は、本件八ッ場ダムの有効性等を主張・立証するにあたり、国（国土交通省）の作成した書面・資料等を多数引用しているところ、このような国の作成した書面・資料等の信用性の評価にあたっては、国が八ッ場ダム事業に関して、どのような利害関係を有するかについて、正当に評価された上でなされる必要がある。

証人は、政治学を専門分野とする研究者であり、著書『官僚技官』においては、国の官僚制度と公共事業との関係について調査・分析し、公共事業はそれを立案・実行する官僚らの固有の利益のためになされている実態を明らかにしている。

証人によって、本件八ッ場ダム事業は、同事業を計画・実施する国土交通省の官僚らの固有の利益のために計画・実施されている事業であることを明らかにし、ひいては、国が作成した書面・資料等の信用性については、その根拠が合理的なものであるかどうかを厳密に評価した上で、慎重になされるべきことを明らかにする。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第14 ダムサイトの危険性の証人

立証趣旨等は、2006年8月4日付け原告準備書面（第7）の内容全般に

ついてである。

ただし、具体的な人選については未定である（学者及び実務家に要請中）。

第15 地すべりの危険性の証人

立証趣旨等は、2006年12月22日付け原告準備書面（第10）の内容全般についてである。

ただし、具体的な人選については未定である（学者及び実務家に要請中）。

尋 問 事 項

1 証人 嶋 津 暉 之

身上・経歴

千葉県の水道用水と工業用水の需要動向

水道用水と工業用水が減少傾向になった理由

千葉県の需要予測方法の問題点、実績と乖離した理由

ダム計画の呪縛から解放された水需要予測

千葉県の水道用水の今後の需要見通し

水源開発の経過と千葉県水道の保有水源の現状

千葉県における水余りの現状

ハツ場ダムは首都圏及び千葉県にとって必要な水源開発なのか

ハツ場ダムは渇水時に役に立つ施設なのか

ハツ場ダムは治水上必要なのか

日本におけるダム計画中止の流れと、ダム計画中止の理由

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

2 証人 大 野 博 美

身上・経歴

千葉県の水道政策の問題点

千葉県の水道政策が市町村に与える影響、程度等

地方自治体が独自に水道行政を計画することの現実性、可能性

地方自治体の水道行政の問題点

地方における水道料金の決定の仕方、問題点

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

3 被告千葉県知事本人 堂 本 暁 子

経歴について

千葉県が行ってきた水需要予測、特に2003年の水需要予測の根拠と評価

今までの実績値から科学的に予測した場合の将来の水需要

千葉県が保有する水源、これまでの水需給の実績、今後の需給予測から見て八ッ場ダム事業に参画する必要はあるのか

「生物多様性」に取り組んできた理由はなにか

生物多様性条約の目的と主たる内容はどのようなものか

同条約の目的達成に向けた各国の取組と国際間協力の現状について

現在の日本における「生物多様性」を巡る状況についていかなる認識を有しているか

「地域固有の生物多様性の保全」の重要性について

生物多様性の保全と開発行為との関係についての認識如何

生物多様性の保全という立場から見た場合、本件八ッ場ダム建設事業に関する環境影響評価は十分に行われたのか

本件八ッ場ダム建設事業が、地域固有の生物多様性に与える影響についてどのように認識しているか

八ッ場ダムに関する支出についての前任者、担当部署からの引き継ぎ状況

国の納付通知に対する被告堂本の法的評価の状況

八ッ場ダムの支出について、建設計画脱退等の検討をしたのか否か、したとすればその検討状況

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

4 証人 白 土 章 雄

身上・経歴

千葉県が行ってきた水需要予測、特に2003年の水需要予測の根拠と評価

今までの実績値から科学的に予測した場合の将来の水需要

千葉県が保有する水源、これまでの水需要の実績、今後の需要予測から見て八ッ場ダム事業に参画する必要があるのか

八ッ場ダム事業及び同事業計画の変更に対する千葉県の意思並びにその理由

千葉県の財政状況

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

5 被告千葉県水道局長本人 堺 谷 操

身上・経歴

千葉県の水道用水の受給の現状

千葉県の水道用水についての需要予測、及びその評価

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

6 証人 栗原秀哉

身上・経歴

千葉県が行ってきた水需要予測、特に2003年の水需要予測の評価

今までの実績から科学的に予測した場合の将来の水需要

千葉県の水道の水需給をみて八ッ場ダムは必要か

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

7 証人 武 藤 卓 男

身上・経歴

治水上八ッ場ダムは千葉県にとって必要か

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

8 被告千葉県企業庁長本人 古 川 巖 水

身上・経歴

千葉県の工業用水の受給の現状

千葉県の工業用水についての需要予測、及びその評価

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

9 証人 鈴 鹿 春 雄

身上・経歴

工業用水の需給の現状

工業用水についての需要予測、及びその評価

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

10 証人 大 熊 孝

身上・経歴

利根川の特徴

利根川の治水計画の変遷

1980年に改訂された利根川水系工事実施基本計画の概要

利根川治水計画におけるハツ場ダム計画の位置づけ

基本高水流量とは何か

利根川における基本高水流量算出上の問題点

カスリーン台風時の実績流量17、000m³ / 秒は正しい推定値か

基本高水流量22、000m³ / 秒に科学的な根拠はあるか

カスリーン台風時に八斗島上流で5、000m³ / 秒も氾濫した事実はある
のか

ハツ場ダムには治水効果はあるか

2006年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針の問題点

現在の利根川水系の治水計画に現実性はあるか

利根川についてのあるべき治水対策ないし水防対策は何か

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

11 証人 柏 木 才 助

身上・経歴

1980年に改訂された利根川水系工事実施基本計画の概要

2006年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針の概要

利根川治水計画における八ツ場ダム計画の位置づけ

基本高水流量22、000m³ / 秒の計算根拠は何か

カスリーン台風時に八斗島地点の上流で5000m³ / 秒の氾濫があったと
いう根拠は何か

利根川浸水想定区域図の計算における八斗島地点の洪水流量16、750m³

/

秒の計算根拠は何か

この計算において八斗島上流の河道の条件はどのように設定されたのか。

この計算の結果、八斗島上流ではどこで氾濫し、それぞれ何m³ / 秒の
流量が流出することになったのか。

利根川放水路計画に現実性があるのか

今後の利根川上流ダム計画は具体化しているか

カスリーン台風が再来した場合に八ツ場ダムは役に立つのか。

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

12 証人 花 輪 伸 一

証人の身上及び経歴

ハッ場ダム建設予定地の自然環境の特徴

本件ハッ場ダム建設にあたって必要とされる調査の概要

被告らないし国が実施した環境影響評価の内容

ハッ場ダム建設が生態系に与える影響

ハッ場ダム建設と種の保存法、生物多様性条約との関係

その他、上記に関連する一切の事項

尋 問 事 項

13 証人 西 川 伸 一

証人の身上及び経歴

官僚が公共事業によって私的利益を受ける場合があるか

官僚が公共事業によって私的利益を得る社会的構造はどのようなものか

官僚が公共事業によって私的利益を得るという事実は、国の意思決定過程にどのような影響を及ぼすか

本件ハツ場ダム事業によって官僚は私的利益を受けるか、受けるとすれば、その内容はいかなるものか

その他、上記に関連する一切の事項